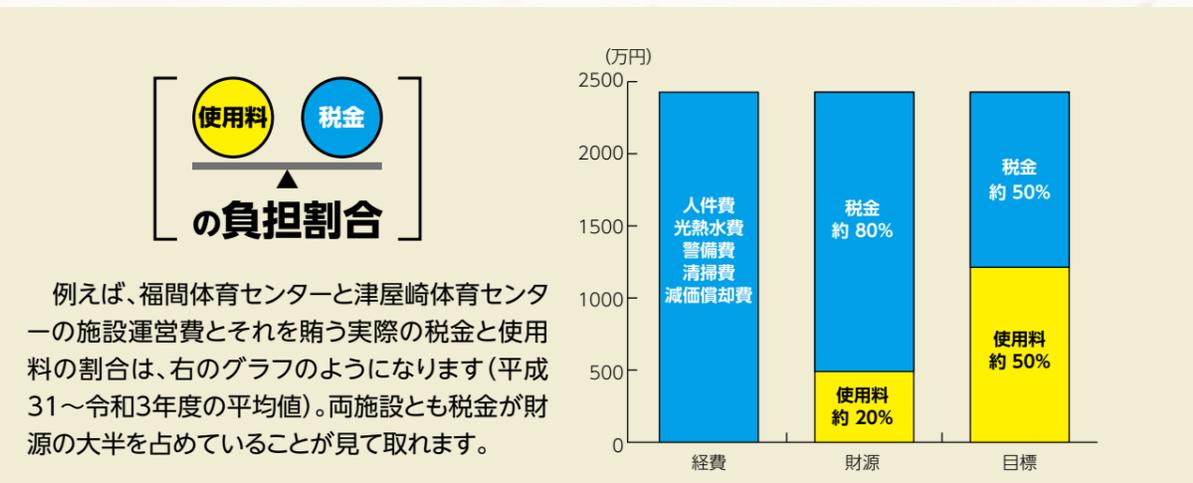


市の全ての公共施設使用料を見直すわけではありません。

法令などで使用料を徴収できないと規定されている学校や図書館、利用者が不特定多数のため利用者を特定して使用料の負担をとることが適切でない道路や公園などは、これまで通り無料です。

見直しの対象となる施設は、10ページに記載している施設です。



例えば、福間体育センターと津屋崎体育センターの施設運営費とそれを賄う実際の税金と使用料の割合は、右のグラフのようになります(平成31~令和3年度の平均値)。両施設とも税金が財源の大半を占めていることが見て取れます。

持続可能な公共施設へ

～令和6年4月からの公共施設の使用料見直しを目指します～

皆さんが使用している公園や公民館などの公共施設。これらの施設には毎年、運営や維持管理などの費用(以下、施設運営費)がかかっていて、その多くは市民の皆さんの税金と施設利用者の使用料で賄われています。現在、市は次の世代に向けて公共施設を維持していくために、施設使用料(以下、使用料)の見直しを進めています。今回はその考え方の概要についてお知らせします。

問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎ 43・8121

利用しない人も税金で負担している

現在の使用料は、それぞれの施設で建設当時に算出し、使用料を設置条例などで決めていきます。決めた当時から、消費税引き上げなどの要因を除くとほとんどの施設で見直しを行っていません。さらに、福津市の公共施設の使用料は他の自治体の類似施設に比べ低額であったり、広範囲な減額免除をしていたりすることなどがあります。

そこで、市は老朽化していく公共施設を適切に維持・管理し、長く使用できるように、使用料の見直しを進めています。

変わっていない使用料 老朽化する施設

公共施設の施設運営費は、使用料だけでは到底賄いきれません。賄いきれない不足分は、皆さんの税金で賄っています。使用料を見直すことは「公共施設を利用する人と利用しない人との公平性」という観点から均衡を図る目的もあります。

今回の使用料の見直しでは多くの施設で使用料が上がり、施設を利用している人の負担額は増えることになります。しかし、市全体の「公平

使用料見直しの基本方針 使用料算定基準の統一

現状、施設ごとに決めている使用料算定基準を、市内全ての施設で統一した考え方に基つき算出します。

施設を利用する人、しない人の負担割合を考慮

公共施設は、同じ市民であっても、その施設を利用する人と全く利用しない人がいます。施設運営費は、税金で賄う部分もあることから、利用する人に対して、相応の費用負担をしてもらう受益者負担の考え方がです。

使用料減免規定の見直し

施設使用料の減免は、現在それぞれの施設の基準で判断しています。使用料を決めていても、減免すれば、収入額は減ります。一方で、たとえ収入が減ったとしても、その利用目的や利用団体によっては、使用料を減免することが必要な場合もあります。このため、使用料減免の対象の基準を統一します。



厳しい財政状況に対して 行財政改革を実施

急激な人口増加とそれに対応するための小・中学校の新設や高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、年々厳しくなっている市の財政状況。事務経費の節減や業務の効率化に努めることは、行っていないかなければならないことです。その上で、より効果的な行政サービスを提供するために、税金の使い道を見直さなければなりません。そこで、市では「第3次行財政改革大綱」未来につながる創造的な行政経営のための改革」を令和3年度に策定。その行財政改革の1つとして見直しを進めているのが公共施設の使用料です。

使用料見直しの説明会を行います

今回、概要を説明していますが「もっと詳しく聞きたい」「直接聞きたい」という人は、ぜひご参加ください。予約は不要です。

日時 ①11月6日(日) 午前10時～
②11月12日(土) 午後3時～

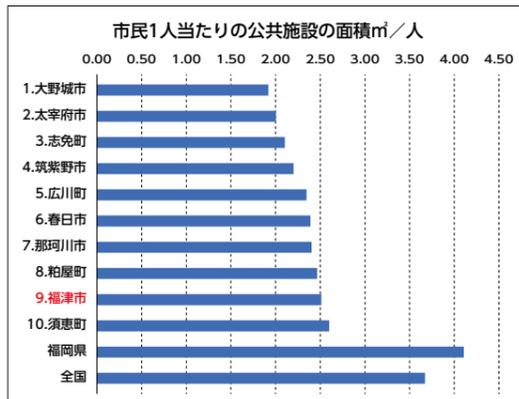
場所 ①ふくとびあ
②カメラアホール

公共施設の在り方を考える

問い合わせ 市契約管財課 ☎43・8135

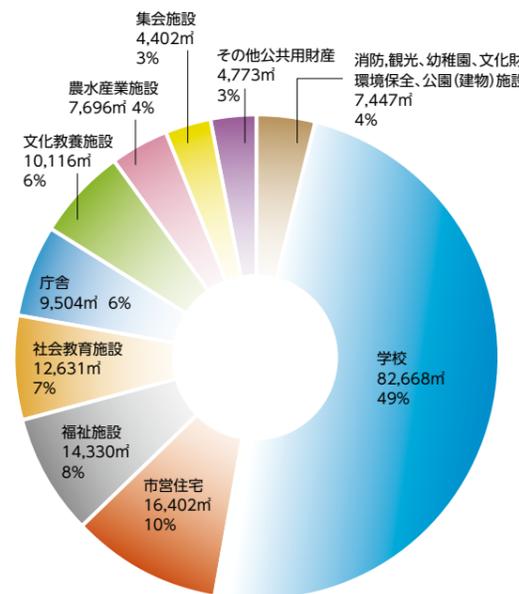
●福津市の公共施設の面積は、県内では少ない

総務省が行った公共施設状況調査(2021年)によると、市の建築系の公共施設は、約400施設あり、延床面積は約17万㎡です。人口1人あたりに換算すると2.51㎡となります。これは、福岡県60市町村のうち、9番目に少ない数値です。



●公共施設は老朽化が進む

大規模改修の目安とされる築30年超の市公共施設の割合は54.3%。各施設で老朽化が進んでいます。施設類型では、学校の面積が突出して多く、約半数となっています。



●公共施設に係る更新費用

市が保有する公共施設は、全国や県内の自治体と比較すると多くはありませんが、老朽化が進んでいる施設が増えています。今と同じ量を維持しようとすると、修繕や大規模改修、建て替えなどの更新費用に多大な事業費が必要となります。また、それぞれの事業に対する実施時期が重なることも問題です。

●更新費用の削減が課題

公共施設の修繕などにかかった年間経費の平均は、直近5年間で17.2億円、現在の量を維持していくと年間20.4億円かかると試算。大幅に更新費用が不足します。そのため、量の調整や運営の工夫により、公共施設に係る更新費用の縮減が課題となっています。

福津市の公共施設を一緒に考えましょう

公共施設ワークショップ開催

将来、次の世代に負担を残さない公共施設の在り方を、参加者の皆さんと対話しながら考えていきます。関心がある人は、ぜひご参加ください。

日時 第1回 11月3日(木・祝) 午後1時30分～午後4時

第2回 11月23日(水・祝) 午後1時30分～午後4時

場所 市役所別館1階大ホール

対象 原則、全2回に参加が可能で、市内に在住・在勤・在学の15歳以上の人

定員 先着50人

受付方法 市公式ホームページの申し込みフォームまたは電話

受付期限 10月24日(月) 必着

託児 生後5カ月以上の未就学児、1人300円、要予約、10月13日(木)まで受け付け

問い合わせ 市契約管財課 ☎43・8135



▲申し込みはこちらから

使用料算定基準の統一

使用料と税金の負担割合の基準を統一

多種多様な公共施設の使用料設定には、民間による類似施設の提供が多いものや、生活を営む上で必要なサービス(必需的)なのか、趣味や娯楽の要素が強いサービス(選択的)なのかを施設ごとの性質を考慮しながら分類し、その公共性に応じて利用者と市民が納める税金で適正に負担を分かち合うことが必要です。そこで施設を分類し、利用者の負担割合を設定します。
※図1・2参照

使用料算定の基本方式を統一

使用料は「原価×施設の性質別負担率」で算出します。ここでいう原価とは、人件費や光熱水費、修繕費など施設の運営費や維持管理費、減価償却費相当額などを指します。減価償却費相当額を除く原価は、過去3年の平均値を用いて算出します。減価償却費相当額は「施設の建設に要した経費÷耐用年数」で算出します。耐用年数とは、建物の構造や使用目的などによ

て決められています。例えば、鉄筋コンクリート造りの事務所は50年、木造は24年などと決まっています。原価から使用料を算定することが適当でない施設は、他の方法で使用料を算定します。

3年ごとに使用料を見直す

老朽化した施設を維持・補修しながら引き続き市民の皆さんに利用してもらえるように、過去3年の実績額から算定される原価を根拠とするため、使用料は、3年ごとに見直しを行います。

いつから使用料が変わるの？

今回は、使用料の見直しの方向性、考え方についてお知らせしました。

実際の使用料の変更は、議会の承認を得て、令和6年4月からを目指しています。

図1 公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担割合

施設	区分	使用料の負担割合
自転車等駐車場、自動車駐車場、公園(テニスコートや野球場などの有料施設)、福岡漁港(小型船舶係留等施設に限る)、津屋崎ヨットハーバー	A	100%
複合文化センター、ふっくる	B	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、なごみ、ふくとびあ、福岡会館、あんずの里市、藍の家、津屋崎千軒古民家	C	50%
あんずの里(貸館施設)、ふれあい広場ふくま、お魚センター・加工場、あんずの里食堂	D	50%
福岡体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福岡武道館、津屋崎武道館、学校(運動場などの施設開放)	E	50%

※施設によっては、複合的機能を有することで1つの区分に分類できない場合があります

図2 施設の性質別分類

